

自転車保険加入のチェックシート

～万が一の加害事故に備えて、ご家族で確認してみましょう～

はい いいえ 分からない

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせるなど加害者となった場合に、相手の生命又は身体の損害を賠償することができる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか。点検整備した自転車に1年ごとに張られるTSマークも該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、団体保険（学校で加入するPTA保険や職場で加入する保険等）のいずれかに加入していますか。

保険内容に自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が付いていますか。特約として付いている場合も該当します。特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など保険会社により異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証書をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車損害賠償保険等への加入が必要です。

万が一の加害事故に備えた自転車保険って…？

〈日常生活での賠償責任保険等〉（個人向け）

自転車保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険（サイクル保険等） 自動車保険の特約 火災保険の特約 傷害保険の特約
団体保険	会社等の団体保険 PTAの保険（総合保障制度等）
共 済	全労済、県民共済、市民共済など
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

〈業務中での賠償責任保険等〉（事業者向け）

自転車保険の種類	保険の概要
施設賠償責任保険	業務遂行中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

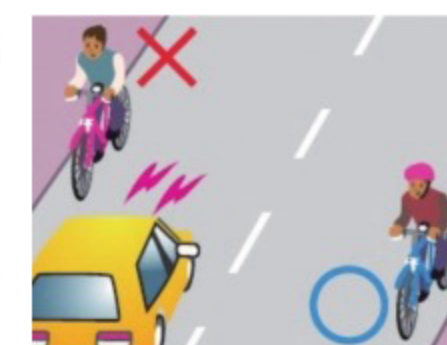
自転車は「くるま」の仲間です！

知っていますか？ 守っていますか？ 「自転車安全利用五則」 交通ルール

自転車利用者は車両の運転者です！

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。そして、道路の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから安全を確認し、通行しましょう。一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全を確認してから通行しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も車両です。お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。



5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話をする行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

運転中のながらスマホ

違反者
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

違反者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

あなたの自転車は
大丈夫？

自転車の点検・整備
していますか？

整備不良の車両は思わぬ事故を引き起こします！

茨城県交通安全条例

県民は、その利用する自転車の定期的な点検・整備に努めなければなりません。

合い言葉は「ぶ た は しゃ べる」

ぶ

ブレーキ

ぜんご
前後とも
よくききますか？

た

タイヤ

くうき じゅうぶん はい
空気は十分に入っ
ていますか？
すり減っていませんか？

は

反射材

よご かわ
汚れたり壊れたり
していませんか？

自転車に
乗る前には必ず
セルフチェックを
しましょう。

しゃ

しゃたい
車体

きれつ はっせい
亀裂やさびは発生
していませんか？
ハンドルやサドルに
がたつきは
ありませんか？

べる

ベル

よく鳴りますか？

※年に一度は、自転車安全整備士のいる自転車販売店等で点検整備を行いましょう。

「安全な自転車」を「安全運転」して、交通事故防止！！

自転車保険 入っていますか？

事故を起こしてしまったときに備えて、
自転車保険（賠償責任保険）に入りましょう！

自転車事故での
高額賠償事例も発生しています！

損害賠償額

9,521万円

（神戸地裁 H25.7.4判決）

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自
転車で走行中、歩道と車道の区別のない
道路において歩行中の女性（62歳）と正
面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負
い、意識が戻らない状態となった。

損害賠償額

9,266万円

（東京地裁 H20.6.4判決）

男子高校生が昼間、自転車横断帯のか
なり手前の歩道から車道を斜めに横断し、
対向車線を自転車で直進してきた男性会
社員（24歳）と衝突。男性社員に重大な
障害（言語機能の喪失等）が残った。

損害賠償額

6,779万円

（東京地裁 H15.9.30判決）

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂
をスピードを落とさず走行し交差点に進
入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝
突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

自転車保険の加入は茨城県交通安全条例で定められています

県民の皆様へ

●自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければなりません。

保護者の皆様へ

●お子様が自転車を利用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
●お子様に対して、交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うよう努めなければなりません。

事業者の皆様へ

●事業に自転車を使用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
●自転車通勤をしている従業員に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

自転車販売店の皆様へ

●自転車の購入者に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

●問い合わせ先●

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室 TEL.029-301-2842

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室